

判 決 骨 子

1 事案の概要

本件は、沖縄県ないしは沖縄市の住民である控訴人らが、被控訴人らが泡瀬干潟の一部及びその周辺海域を埋め立ててスポーツ施設等を建設する埋立事業等(本件埋立事業等)に関して行う財務会計上の行為が違法であると主張して、地方自治法242条の2第1項1号に基づき、被控訴人らに対し、それぞれ本件事業等に係る一切の公金の支出(契約締結等の支出負担行為及び支出命令)の差止めを求めた事案である。

2 当裁判所の判断

- (1) 本件埋立事業等は経済的合理性を欠くとまでは認められず、本件埋立事業等の実施目的及び必要性、実施に至る経緯、効果その他の事情を踏まえると、本件事業等に公金を支出することが被控訴人らに委ねられた裁量権の範囲を逸脱するものとはいえないから、上記支出が地方自治法2条14項及び地方財政法4条1項に違反するとはいえない。
- (2) 沖縄本島中部圏につき、基地依存からの脱却と那覇都市圏との地域格差の是正を図るために、中部圏東海岸の拠点性を回復する振興策が必要であり、そのために「スポーツコンベンション拠点の形成」を図る必要があるといった埋立ての必要性があること、埋立てにより国民生活及び動植物の生息環境の保全の観点から重大な生息域を失うものではなく、鳥類、海生生物、干潟生態系の生息環境は相当程度保全されることに照らすと、本件埋立事業等を行う前提として、沖縄県知事のした埋立区域の縮小等の変更の承認及び許可(本件変更許可等)は、公有水面埋立法4条1項1号の要件を欠くとはいえない。
- (3) 環境保全の点についての公有水面埋立法4条1項2号要件の審査につき、沖縄県知事において審査基準該当性を認めているところ、本件埋立事業等に当たり作成された環境保全図書の内容に控訴人らの主張するような問題点がある

とはいえないこと、他方で、当初の埋立事業時に環境影響評価法に基づく環境影響評価がされ、同号要件適合性が認められていること、本件埋立事業等は当初の埋立事業を縮小するものであることや、専門家等を構成員とする委員会による評価検討がされていることから、環境保全の点において、本件変更許可等が同号要件を欠くとはいえない。

災害防止の点についての同号要件の審査につき、沖縄県知事において審査基準該当性を認めているところ、地盤高、液状化及びアクセス道路等に関する控訴人らの主張するような問題点があるとはいえないことに照らすと、災害防止の点において、本件変更許可等が同号要件を欠くとはいえない。

- (4) 本件埋立事業等が法律に基づく計画等に違背するとはいえないから、本件変更許可等が公有水面埋立法4条1項3号要件を欠くとはいえず、上記(3)の災害防止に関し述べたところに照らし、本件変更許可等が同項4号要件を欠くとはいえない。
- (5) 埋立地の東西突堤部分は、人工海浜の砂の流出量抑制等のためのもので、陸地を造成することを目的とするものではないから、公有水面埋立法にいう埋立てに該当せず、本件変更許可等に当たり、同法13条ノ2の適用はない。

以上